

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、1名の傍聴人がおり、入室を促した。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤倉利則農業委員、鈴木智一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に藤田農業委員会局長、書記に小宮山農業委員会事務局次長、関根副主幹、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第23号

農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について

議 長 議案第23号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は大石地区、権利は所有権、所在は藤波一丁目及び藤波二丁目の7筆である。地目については1筆目は登記が田、現況雑種地、2筆目が登記、現況ともに田、3筆目が登記、現況ともに畑、藤波二丁目の4から6筆目が登記畑、現況雑種地、7筆目が登記、

		現況ともに畑となっている。申請事由については競売入札参加資格を得るためである。事前に申請者の買受適格証明願に関する申請書類一式をお配りしたが、新規就農者のため譲受人の耕作状況は0アールである。なお今回の競売スケジュールとして、入札期間が令和5年11月22日から11月26日午後5時まで、開札期日は令和5年12月6日午前10時となっている。
議 (報	長 告)	申請番号1について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。 大石地区の橋本推進委員が報告した。10月の定例総会にて同じ議案が提出されており、先月に現地調査を行った内容と同じ説明となる。誓約書が提出されており、要約して朗読説明した。
議	長	申請人に入室を促した。 ＜申請人夫妻入室＞
申 請 人		自己紹介を行った。
議	長	本件について意見を求めた。
新木農業委員		競売事由の詳細を別紙で提出されているが、競売農地以外にも埼玉県に不動産を所有されているようだが、所有に至った経緯を伺いたい。
申 請 人		加須の倉庫のことか。
新木農業委員		事前を取得された不動産の場所など、所有に至った経緯や事情をお聞かせ願いたい。
申 請 人		倉庫兼住宅を購入した。3年くらい前の競売で購入し、農業にはこうした倉庫が必要になると思って購入した。
新木農業委員		今回の農地同様、前回は競売とのことだが、今回の競売農地と元の持ち主が同じかどうかは不動産登記簿等で確認されているのか。
申 請 人		倉庫の持ち主は農業を1度もやってないようだ。
申 請 人 妻		購入した競売物件と、今回の競売農地の持ち主が同じかどうかという質問か。
新木農業委員		同じ持ち主ではないということで了解した。提出された営農計画書には申請に至った経緯が記さ

れているが、農業のために競売で落札した倉庫があるとのことだが、今回の競売農地にて新たに就農したいという考えに至った経緯をお聞かせ願いたい。

申 請 人
新木農業委員

就農するということに関しての質問なのか。

競売農地は調整区域の農業振興地域なので、仮に競売で落札しても土地利用が制限されている。落札後には農業を行いたいということで入札に参加したと思う。家庭菜園はされているとのことだが、それ以外に規模を拡大して農業を営みたいという理由だと思うが、その理由を伺いたい。

申 請 人 妻

理由は長年の目的だったから。

申 請 人

農業をやりたいというのはかなり以前から思っていた。

申 請 人 妻

長年の目標というのは主人から聞いて驚いているが、作るのはもともと好きで、プランターで野菜を作ったり、知り合いの話を聞いて、目標だったというのを最近確認した。大きいところで貸し畑とかもあるが、申し込んでもなかなか借りられないという話を聞いていて、農地が競売に出ているという話を聞いて、今回競売に踏み切ったというのが経緯である。

新木農業委員

家庭菜園やプランターで野菜をつくるのと、新たに農地を取得するのでは規模が全く違う。その辺はしっかり考えないと耕作もできなくなると思う。現在の職業が会社役員とあるが、代表なのか関係役員なのか。

申 請 人

代表をやっている。

新木農業委員

代表取締役を兼ねて農業に新規就農したいという意思をもって競売に参加することによろしいのか。

申 請 人

その通りである。

新木農業委員

落札した場合、現在営んでいる事業をどのように行うのか。

申 請 人

縮小する方向になると思う。

新木農業委員

縮小だとは思いますが、現在の会社規模がどの程度かわからないが、農業を営んだ場合、専従できる

申請人 新木農業委員	のが申請人夫婦のほか臨時の方と書かれているが、現在経営している従業員なのか。 身内に手伝ってもらうことを考えている。会社の従業員は別にいる。 営農計画書に労働力して臨時で作業に従事する人数が書かれているが、今の説明との整合性を伺いたい。
申請人 新木農業委員	労働力は夫婦二人と兄弟に手伝ってもらうつもりである。 世帯で従事することは理解できる。それとは別に、農業従事者の項目で、臨時で雇用する労働力の人数が書いてある。
申請人 新木農業委員	手伝いが30人という意味ではなく、30人工ぐらいの手伝いがあればなんとかなると思っている。 では年間の延べ人数ということによろしいのか。
申請人 新木農業委員	記入方法が間違っていた。申し訳ない。 年間の佐口家の中での農作業の従事状況としては、世帯の方と臨時の方を合わせて作業をするということによろしいか。
申請人 新木農業委員	はい。 競売で落札したところにも住居があるわけで、就農した場合、現在住まわれているところは引っ越すということになると思うが、現在経営している事業はどうしていくのか。
申請人 申請人妻 申請人 新木農業委員 申請人 新木農業委員	縮小しながらも継続していく。 会社と自宅は別である。 会社は新宿にあり、通える範囲で通うつもりである。 住んでいる場所と会社の所在地は離れているが、どのように経営を行っているのか。 車で通ってやっている。 車で通って、この内容の事業を行っているということによいのか。

申 請 人	はい。
新木農業委員	今回の就農にあたり、競売物件が農業を営むに当たって条件に見合った農地と記されていたが、例えばどのような条件なのか。
申 請 人	加須から通える範囲ということである。
新木農業委員	今言われた場所から対象地までの距離と時間は間違いないのか。
申 請 人	一応グーグルで調べて書いている。
新木農業委員	グーグルと実際では違うのではないか。
議 長	加須から上尾に車で 1 時間くらいはかかる。
申 請 人	1 時間はかからないと思うが。
議 長	加須のどの辺りなのかはわからないが、そこから現地までは来ているのか。
申 請 人	現地には来ているが、時間は計測していない。
議 長	加須から 24 分と書かれているが、それだと 6 キロメートル程度かと思う。さらに、中山道や国道 17 号を超えて上尾に来るとしたら、渋滞にかかるとこの時間では無理だと思う。
申 請 人	渋滞とかは考慮していなかった。
議 長	特に朝の通勤時間帯などで走ってみないと、時間の目安がつかないかと思う。
藤波農業委員	大石から市役所まで車で 20 分はかかる。
議 長	平方からだ と 30 分かかる。
内田農業委員	競売農地を取得して農業を始める。現地がこれだけ大変な農地、耕作放棄地を農地に戻す手法としては、ユンボなどの重機でやるのだと思うが、農地に戻した後の作付けを、露地野菜でキュウリとサツマイモを作付けする計画になっているが、キュウリを 3 反、夫婦で収穫するとなると、朝 4 時の真っ暗なうちから収穫しないとその日のうちに収穫が終わらない状態だろうと思う。我々農家であっても、キュウリ畑を 2 人だけで収穫し、選果して販売するとなると相当な時間がかかると思

うが、実際にやれるのかどうか個人的には疑問に思う。また、収入見込みに関して、キュウリだけで年間１６６万円、２年目で１８７万円とあるが、この金額の収入が得られるのか。販売先が青果店とＪＡとなっているが、露地野菜の場合はＪＡでは季節野菜が山積みされていて、結局売れずに持ち帰るようなことも多くあると思うし、青果店１店だけで３反分のキュウリがはけるのか疑問に感じるので、営農計画をもう少し考慮する必要があるように思う。

申 請 人

実際に広い場所での作付け経験が無いので、何割くらい収穫できるかもわからない状態。もし人手が足りないようならば、他の作付けに変えていこうとも思っている。

内田農業委員

農業で収入を得るといのはなかなか難しい。我々は農業をやっているが、この計画通りの農業所得が得られるなら私もキュウリを作りたいと思うが、農業所得はかなり少なく、それで生活することを考えるとかなり難しいと私は思う。６反ぐらいで特別な野菜を栽培し、販路が確立されているならわかるが、キュウリやサツマイモだけの収入だけでは経験上難しいのではないかと思うので、営農に当たっての作付けなどをもう少し考えた方が良いのではないかと思う。農地として再生されることはありがたいので、放棄されないことを祈りたい。

申 請 人

そのために、すでにユンボを購入している。

市村推進委員

作型のイメージとしては、１反あたりにキュウリを全部撒くと大体３０００本入るので３反だと約１万本になる。キュウリは朝晩に収穫しなければならないが、例えば、１本２０円とすると１日２０万円になる。でも、キュウリは病気に弱く、露地だと一度に全滅することがある。３反４反とキュウリを作って全部売れば２００万円とどまらないかもしれない。キュウリは１枝に１本、最盛期で２～３本採れるので、そうすると毎日何万本も採れる。１０キロ２０キロのケースが毎日何百個とできてしまうので、その販路を確保し、朝に夕に採らないと、キュウリが悪くなって売り物にならなくなる。そうすると、他の委員からもアドバイスがあったが、行ったり来たりするよりも、圃場の近くにいることが絶対条件で、倉庫は圃場の傍にあった方が良いと思う。そこで詰めて

どんどん出荷する。青果店で毎日１０箱２０箱のキュウリは売れないだろうから、ＪＡの組合員になって市場出荷できるようにしないと無理だと思う。１万本の収穫は、内田農業委員の発言もあったが、一人では絶対に無理で、キュウリ１作で農家は成り立たない。６反もあるのであれば、１反ごとに分けて色々なものを混ぜていかないと、全滅して今年の収益なしということにもなりかねない。荒れた農地を開墾し、放棄地を有効に使うことは非常に良いことで、ものすごい志をもって取り組もうとしているので、リスクにも早めに対応し、今から人手、地域でパートさんを探すとか、はじめは手間を出すだけでも自分の収益がなくなることもある。キュウリ苗を１万本用意するとして、１本１０円なら１０万円になってしまう。自分で種から苗を作るなら育苗ハウスも必要になってくる。ユンボで農地を復元するだけでなく、植え付け等の準備も考えてほしい。東京の今の仕事を兼ねながらなら、なおのことだと思うので、ぜひ頑張ってもらいたい。

申 請 人
新木農業委員
申 請 人
新木農業委員
申 請 人
新木農業委員

ありがとうございます。

現在営んでいる会社には、従業員は何名ぐらいいるのか。

従業員は３人。

申請書に年齢も書かれているが、現在営んでいる会社の仕事では力仕事なのか。

力を使うような仕事ではない。

体に負担がかかるようなお仕事内容なのかと思ったので確認した。毎年年齢を重ねていくわけだが、仮に現在行っている仕事がちょっと無理になってくるような時期が場合によってはあるかと思う。そうしたことも踏まえて、最終的には今行っている事業から農業にシフトしていくということでもいいのか。

申 請 人
新木農業委員

もちろん。

今回の申請で証明書の交付を受けて入札に参加し、落札した場合、耕作できるように農地を回復していく必要があると思う。年齢的にも若いので、この先１０年２０年と農業に従事できると思う

ので、これから農業に真剣に取り組んでももらえることは大変にありがたい。今後、上尾でも農業従事者の高齢化や後継者が不足しており、遊休農地が増えてくると思う。農業が軌道に乗り、順調に進んで農業所得も上がっていい仕事だと思えた時、今後増加するであろう遊休農地を新たに借り受けて規模拡大をしてみろという考えはあるのか。

申 請 人

それはある。5反では収入的にも少ないと思う。労働力が2人なので、可能な範囲で機械を購入するつもりはあるが、実際にはやってみないと何とも言えない。

藤波農業委員

私は大石の地元だが、私もほかの委員と同様に農業をやることにはウエルカムで、意欲がある人が来て農業をやってもらうのは本当にありがたい。この物件の以前の所有者は施設園芸農家、ガラス温室で観葉植物を生産していた。バブルの頃には日本でも指折りの生産者で、バブルがはじけて需要と供給のバランスが崩れて、最終的には倒産という形になった。競売農地の7筆を大石の担当委員で現地確認したが、一番古いところで30年くらいは放置され、木が生えて荒れてしまい地域でも問題になっている土地である。自分でも450坪ほど農地を買ったが、3年ほど放置されており、畑に復元するには業者に依頼して100万円以上かかった。どの程度の大きさのユンボを購入したのかわからないが、キュウリやサツマイモが作れる畑にするには、物件は安く競売で手に入れたとしても、脅かすわけではないが、農地に戻すには思った以上に費用が掛かると私は思う。そのあたりのことをしっかり考えて、遊休農地をきれいにして頑張ってもらうことは応援したいので、よろしく願いしたい。

申 請 人

ありがとうございます。

市村推進委員

練馬の大泉学園ということだが、加藤さんをご存じか。

申 請 人

あの辺りは加藤さんだらけ。

市村推進委員

生産緑地の中で、体験農園を手広くやっている方で、何度も伺ったことがある。体験農園をこの競売地でもできないかと思う。私も体験農園のグループに入っているが、農地を借りてほしい方が

	たくさんいると思う。
國島推進委員	私は主人と二人でやっている兼業農家で、たぶん近い感覚の営農かと思う。計画を見ると、これで本当にできるのかと思う。サツマイモならば収穫時期の手間と、適度に手を入れればできると思うが、キュウリは消毒をしょっちゅうしなければならないし、収穫も、売り先も大変。ただ、加須に倉庫があるというので、羽生にキュウリの選果場があり、そこに市場出荷のようにできれば、いくら取れてもやれるのかと思う。キュウリは露地栽培で、地ばいじゃなく棚であるのか。
申請人	棚でやる。
國島推進委員	棚を組むのも大変で、シーズンごとに解体し、また組み立てる。自分もキュウリをハウスと露地でやっているが、露地は大変で、安定しない。主人がサラリーマンで、コメと露地野菜を何とかやっているが、家庭菜園程度でうまくいったからといって、それほど甘いものではない。
	会って質問したら印象が変わったが、建築関係と聞いて、手っ取り早く上尾の土地を購入して、建築資材や廃棄物を置いたりされるのが一番心配だった。将来性はあるかと思うが、加須から上尾の移動を考えると時間もかかるし、その時間を他のことに費やした方が良いと思う。
議長	営農している先生がたくさんいるので、勉強してからの方が良いと思う。この計画書通りのことしか考えていないなら、もう少し検討した方が良い。
市村推進委員	キュウリなどは、パイプや杭などの農業資材の費用が掛かる。葉物野菜の方はそれほどではないが、収益もあまりない。
國島推進委員	収穫をまとめてできるならいいが、毎日収穫が必要なものは、離れている場所でやるものではない。
市村推進委員	葉物は絶対にダメだと思う。
議長	相談はいつでも受け付けるので、質問は以上としたい。申請人に退室を促した。
	<申請人退室>

議 長 議案第 23 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 24 号 農地法第 3 条の許可申請について

議 長 議案第 24 号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号 1、地区は上平地区、権利は所有権、所在は大字西門前字東の 1 筆で、地目は登記、現況ともに畑である。申請事由については、渡人は経営規模の縮小、受人は新規就農である。新規就農のため受人の耕作状況は 0 アールである。

申請番号 2、地区は大谷地区、権利は所有権、所在は大字地頭方字西谷の 1 筆で、地目は登記、現況ともに畑である。申請事由は共有者への権利移転である。受人の経営面積は 12 アールである。

議 長 申請番号 1 について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 上平地区の市村推進委員が報告した。11 月 21 日(火)に上平地区担当委員 4 名で現地調査を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。写真にあるとおり現地の状況は少し草にはなっている。今回の申請の経緯について説明すると、法律改正により農地の譲渡面積が緩和され、親族から耕作しない畑を譲り受けることができたということで、新規就農という形でこの畑を耕作したいというのが申請の経緯である。以前は耕作放棄地で荒れた畑であったが、ここにブルーベリーを植えるということで、多少の草があっても問題なく管理できる畑である。上平地区の委員の意見としては、今後の活用方法を考えても問題ないという判断である。

議 長 申請番号 2 について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 大谷地区の新井推進委員が報告した。地図で現地の案内・説明をした。現地調査は 11 月 23 日(祝・木)に大谷地区担当委員 4 名で実施し、写真にあるとおりきれいな畑として管理されている。境界の杭も確認し、担当委員としては問題ないと判断した。申請書に営農計画書が添付されている。

議 長 申請番号 1 について、申請人に入室を促した。

	<申請人入室>
申請人	自己紹介を行った。
議長	本件について意見を求めた。
内田農業委員	農地を取得し、新規就農でブルーベリーを栽培するとのことだが、私も昨年からブルーベリー栽培を始めたが、夏の酷暑でほとんど枯らしてしまった。計画ではブルーベリーを移植する計画だが、水の管理がかなり難しいのではないかと思います。
申請人	いところから実家の近くの農地を譲ってもらうということで、何本か植えて自分で採ればいいぐらいに考えていた。北本でブルーベリー栽培を幅広くやっている知り合いが、親類に土地を返すのにブルーベリーを50本ほど抜くという話があり、現在抜いている状態なので、その木をもらう話になっている。将来は観光農園にしようと思いは高く持っており、可能な範囲でやりたいと思う。摘み取りはご近所のほか、近くに保育所もあるので子供たちも摘み取りができればいいかと思う。現在ブルーベリー栽培をやっている方に指導を受けて順調に生育すればいいと思っている。また、水の問題に関しては、消毒関係の業務をやっているので、大きなタンクがあり、軽トラックに載せて水を運ぶつもりである。
藤波農業委員	私も3年前に田に約70本、畑に約70本、合計で約150本のブルーベリーを植えたが、田で埋め立てたところは4分の1くらい枯れてしまった。今年は夏の猛暑のせいもある。内田委員からもあったが、除草作業もブルーベリーの木の周りは少し残しておいた方が夏場は良いと思う。たまたま1本余ってバケツに入れておいたら実もなったので、水を枯らすとダメなのかと思う。活着するまである程度の水をしっかりやらないと、大きい株の方が活着するまで難しいかもしれない。
申請人	本来なら今じゃなく、もう少し早い時期に植えた方が良い。植える時には大きな穴を掘るように言われている。ピートモスやわらを用意するように言われているが、まだ許可が下りていないので、用意だけはしている状況である。

藤波農業委員 土壌を酸性にした方がいいとよく言われている。私は観葉植物を扱っているのでピートモスをよく使うが、ピートモスが良からといってそればかりを根の周りに入れると乾燥して難しいので、土とよく混ぜてやらないと失敗します。

申請人 素人なので、配合もいろいろと教えてもらってやっている。
藤波農業委員 ピートモスを根の周りにやらない方がよい。健康のためにもいいので頑張ってもらいたい。
議長 さらに意見を求めるが無かったため申請人に退室を促した。
議長 <申請人退室>

議長 採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議長 議案第25号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、所在は大字上字町谷及び大字南字西の4筆で、4筆とも地目は登記、現況ともに畑である。納税猶予区分は相続税、相続発生日は記載の通りで、続柄は親子である。

議長 上平地区の担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 上平地区の大塚推進委員が報告した。上尾市役所を起点に現地の案内・説明をした。現地調査は11月21日(火)に上平地区担当委員4名で現地調査を行った。農地の状況は写真にあるとおり、きれいに管理されており。問題はないことを確認した。

議長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 経営面積などを見ると全部生産緑地のようなだが、相続が発生し、買取申し出などの相談は無かったのか。

事務局 引き続き農業経営を続けるということで理由書に書かれている。

新木農業委員
事務局
議長

相続人の方は何歳なのか。

67歳である。

さらに意見を求めるが無かったためが無かったため採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第26号

議長
事務局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第26号について事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、所在は大字西門前字寺廻の1筆で、地目は登記、現況ともに畑である。事由は事由発生者の故障で、続柄は本人である。従事日数は事由発生者が150日、他の方が100日、0日、0日、60日、0日、0日となっている。地図で所在地を説明した。現地は写真にある通り、一部草は若干伸びてきているが、大部分は保全管理され、一部で露地野菜が作付けされている。管理はしっかりされており、事務局としては問題ないと判断している。

議長

本件について意見を求めるが無かったため採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第27号

議長
事務局

相続税の納税猶予に係る特定農地等の利用状況の確認について

議案第25号について事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、所在は大字菅谷字西南通、大字菅谷字西中通、菅谷一丁目、菅谷二丁目、須ヶ谷一丁目の8筆である。地目は1筆目から6筆目までが登記、現況ともに畑、7筆目、8筆目が登記は田、現況畑である。地図で所在地を説明した。現地は写真にある通り、8筆すべての農地が保全管理されており、特段問題ないと判断している。

議 長	本件について意見を求めるが無かったため採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。
議案第 28 号	令和 5 年度 1 1 月期農用地利用集積計画の承認について
議 長	関係する委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき一時退室を促す。担当課である農政課に説明を求めた。
関 係 委 員	一時退室。
農 政 課	制度について説明し、議案書を朗読した。
議 長	本件について意見を求めるが無かったため採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。関係委員に入室を促した。
関 係 委 員	入室。
議案第 29 号	上尾市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
議 長	担当課である農政課に説明を求めた。
農 政 課	除外事案番号 1、農用地区域番号 A-1、地区は平方地区、除外の事由は自己用住宅（分家住宅）の建築で、事業計画者は市内の個人である。変更の理由は荒川築堤整備事業に伴う移転案件で、変更理由について理由書の内容を説明した。申請地は集团的農用地の中央部に位置するものではなく、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用集積している土地でもない。雨水処理計画は適切で農用地排水路等に支障を及ぼす恐れもなく、土地改良事業が実施された地域でもないことから、除外に必要な条件は満たしていると判断した。
	除外事案番号 2 については、配布資料の案内図の差し替えがある。農用地区域番号 B-1、地区は大石地区、所在は藤波三丁目、地目は登記、現況ともに畑である。除外の事由は自己用住宅（分家住宅）で、事業計画者は市外の個人である。変更理由について理由書の内容を説明した。申請地

は集团的農用地の中央部に位置するものではなく、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用集積している土地でもない。雨水処理計画は適切で農用地排水路等に支障を及ぼす恐れもなく、土地改良事業が実施された地域であるが、事業完了から８年以上が経過し、事業への影響がないことから、除外に必要な条件は満たしていると判断した。

議 長 事案番号１について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 平方地区の國島推進委員が報告した。１１月２５日（土）、平方地区の担当委員３名で現地調査を行った。所在地を説明した。地区担当委員の意見として、現地は問題ないと判断した。

議 長 事案番号２について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 大石地区の矢部推進委員が報告した。１１月２４日（金）、大石地区の担当委員５名で現地調査を行った。Ａ３の地図を使い所在地を説明した。現地は写真にあるとおり良好に耕作されて、問題ないと判断した。

議 長 本件について意見を求めた。
内田農業委員 事案番号１について、現在住んでいる場所が氾濫危険水域ということだが、この家だけなのか、何軒くらいあるのか。また、地番を見ると数字が近く、あまり変わらないように思えるが。

農 政 課 ２点質問をいただいた。まずこの案件だけなのかということだが、除外の相談がいくつか上がっているが、申請に至ったのは初めての案件である。今後いくつかの案件が想定されるが、その際にはご指導をいただく形になると思う。２つ目の質問で、移転先の地番は、現在の住所のある地番よりも高い位置になり、氾濫危険水域からは外れている状況になる。

議 長 今回はその場所に築堤ができるので、築堤整備事業のために移転するということ。国交省の買収が進むと、今の話ではないが何軒出てくるかわからない。農振地域に家を建てたいという話になった場合はこのようなことになる。

國島推進委員 地元の話聞く限り、だいた地区に残りたいという意見である。

議 長 全体で１０数軒が移転になるかと思う。
農 政 課 今後もまだ案件が出てくると思う。その際は報告、相談をさせていただく。
議 長 本件について意見を求めるが無かったため採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

５ 報告第８号専決処分について

- （１）農地法第４条の届出の受理について
- （２）農地法第５条の届出の受理について

６ 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後４時００分、本会を閉会した。

７ その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和5年11月27日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員